

# デジタル・コンテンツの流通(利用)促進のための 法制度導入に向けて

西村あさひ法律事務所 メンバー・パートナー弁護士/ニューヨーク州弁護士  
一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授

デジタル・コンテンツ利用促進協議会 事務局長  
デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム 事務局長  
岩倉正和

2008年11月13日

# I. デジタル・コンテンツ流通(利用)促進法制立法化の議論の背景(資料1~5参照)

## 1. デジタル・コンテンツの法的位置づけと現状の認識

著作権、著作隣接権、人格権、パブリシティ権など数多くの権利が重畳的に存在(現行法上、権利集中が保証されず、実務的にも進んでいない)。

- 全ての権利者から利用の同意を得られる保証はなく、もし仮に得られるとしても権利処理にかかる手間等を考えると割に合わないという、デジタル/ネット時代における不備・問題点にどう対処するかが長年の課題になってきた。
- 「貴重なデジタル・コンテンツの多くが利用されずに死蔵されている。」(経済財政諮問会議(平成19年第4回)における有識者議員提出資料) = 誰の目にも触れず、結局は権利者に還元もされない。このような現実の下で、権利者の実質的保護をどのように図るかを考えることが重要であるとの認識。

## 2. 海賊版(不正使用)問題の背景

ユーザーにはコンテンツを見たいニーズがあるのに、適法に・適正価格で入手ができないことにより、かえって不正使用が増長しているのではという現実の存在。

- 権利者保護のためには、取り締まりの強化等の他、消費者のニーズを満たすことも実務的には非常に重要であることに異論はない。
- 『法整備』により、権利者への還元、再創造につながり、次世代のクリエイターの育成ひいては我が国のコンテンツ産業の発展に資する方向とすべき。

## I. デジタル・コンテンツ流通(利用)促進法制立法化の議論の背景(承前)

### 3. 民間の取組み(契約ルール作成等)について

(もちろんこれまでの諸努力は高く評価すべきだが)各権利者の二次利用への考え方は異なる上、強制力がないことから、権利処理の負担は解消されず、解決策として常に十分とはいえないものと危惧されざるを得ない(資料6~8参照)。

- 抜本的な著作権法改正を早期に行うことが理想ではあるが、デジタル・コンテンツの流通促進策について各国がしのぎを削っている中、我が国のみが取り残されてしまうという現状に喫緊に対処する必要がある。
- そのためには、上記1. の各権利を全てカバーし得ない著作権法の改正ではなく、デジタル・コンテンツのネット上の流通・利用に限定した特別立法の早期制定とそれに基づく制度化が、現実的な解決方法として、必要かつベストであると考えられる。

## Ⅱ. ネット法(仮称)の概要と反対論(資料9～13御参照)

目的:①権利者には正当な対価が必ず入り、②ユーザーは適法にコンテンツを利用し、③ビジネス界はコンテンツ・ビジネスを適法に、かつ、莫大な権利処理コストによって阻害されることなく行う仕組みとしてのネット法

### 1. ネット(許諾)権(=ネット許諾義務)の創設

- ・ ネット権者の権益を単に守り強化しようとするものではない。
  - 同時に、ネット権者は下記2. の「法的な」義務を負う。また、ネット権者以外の者も、ネット権者から「許諾」を得て利用できるし、ネット権者による恣意的な許諾拒否等は許されない(=ネット権者が権利を独占するものではない)。
- ・ 権利者の権利を実質的に守るためのものである。……現実には多くのアーティスト等からも理解されつつある。
  - (経済的「収益の配分」のみならず)権利者の名誉・評判等を害する場合等には、権利者は異議を述べられる。

### 2. 収益の公正な配分の「法的」義務化

- ・ 海賊版(不正使用)から「適法利用」への乗り換え促進を図る。
  - 一回当りの利用料は合理的に対価を設定することが必要。
- ・ 「コンテンツの使用に応じて」、実演家等の権利者に、純利益ではなく、グロスでの収入をベースにした対価を適切に配分

## II. ネット法(仮称)の概要と反対論(承前)

→ 権利者の創作へのインセンティブとなり次世代の若いクリエイターの育成につながるし、ネットビジネスが爆発的に伸びれば権利者にとっても多大な収益に結びつく。

- ・ 「ネット権者」は、収益の配分義務を実際に果たせる者であれば、必ずしも狭く限定する必要はないと思料。

### 3. フェア・ユースの規定化(資料14参照)

- ・ インターネット、デジタル・コンテンツは技術的進歩が極めて早い。
- 法改正は数年単位で時間がかかることから、権利制限の限定列挙では、柔軟な対応ができないおそれ。
- 権利制限規定は従来かなり厳格に解釈されてきたことから、少なくともネット法の対象領域においては、「幅広い」フェア・ユース規定が必要。

Cf. 「知的財産推進計画2008」

「・・・通常の通信過程における機器の利用であって権利者の利益を不当に害しない場合は著作権法上権利を及ぼさない措置を導入するなど、一時的蓄積等に係る法的課題を解決するための検討を行い、2008年度中に法的措置を講ずる」

## II. ネット法(仮称)の概要と反対論(承前)

### 4. ネット法に対する反対論

- ・ 「『許諾権』は実演家にとって最大のインセンティブ」といった反対意見(資料15参照)
- ・ ネット権者の範囲の設定等について部分的に反対する意見(資料16～17参照)

Cf. 文化庁著作権課長の認識と発言(資料18参照)

「日本政府も、そろそろ経済効率第一主義の政策立案方法(例えば「経済財政諮問会議」で国策のプライオリティーを決めるというクールでない方法)を見直す時期に来ているのではないか……」

「インターネット……が産業革命に匹敵するほどの変化を引き起こしているなどという主張はかなり眉唾ものだと感じます。突然出現したサイバーワールドを目の当たりにして、それを何か特別なものと信じている一部の人々が、既存の社会システムに対して特別扱いを要求しているに過ぎない……」

### Ⅲ. デジタル・コンテンツの流通促進法制に係る現在の検討状況

#### 1. 政府・知的財産戦略本部

##### (1) 『知的財産推進計画2007』

「最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を2年以内に整備することにより、クリエイターへの還元を進め、創作活動の活性化を図る。」

##### (2) 『知的財産推進計画2008』

「最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を1年以内に整備し、クリエイターへの還元を進め、創作活動の活性化を図る。」

「デジタル・ネット時代に対応したコンテンツ産業の振興を図るため、新たなコンテンツの利用形態を視野に入れた流通促進の枠組み、包括的な権利制限規定の導入も含めて新たな技術進歩や利用形態等に柔軟に対応し得る知財制度の在り方…等について早急に検討を行い、2008年度中に結論を得る。」

##### (3) 「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」

- ・ 近年のデジタル技術の発展やネットワーク化の浸透に対応した知財制度の課題と対応の在り方に関する調査・検討を行うため設置された。
- ・ 現在までに合計9回開催(ネット法は、第4回会合においてヒアリング対象として取り上げられた(資料19参照)。現在、報告案がパブリックコメントに付されている(資料20参照)。)

### Ⅲ. デジタル・コンテンツの流通促進法制に係る現在の検討状況(承前)

#### 2. 自由民主党 知的財産戦略調査会「デジタル・ネット時代の著作権に関する小委員会」

顧問:松田岩夫 参議院議員ほか  
小委員長:林芳正 参議院議員  
副委員長:世耕弘成 参議院議員ほか  
幹事:伊藤信太郎 衆議院議員ほか  
事務局長:牧原秀樹 衆議院議員

- ・ 現在までに合計10回開催(デジタル・コンテンツ法有識者フォーラムは、第1回会合においてヒアリング対象として取り上げられた。資料21参照)
- ・ 様々なヒアリング対象者の発言(抜粋)

「コンテンツ・ビジネスの世界では、『革命』が起こっている。…この変革に対応し得るアクションをおこすことが大事であり、ネット法を導入することもよければよい。」(「翼を下さい」の作曲者村井邦彦氏)

「我が国において、2年で民間の交渉をまとめることは無理である。そのため、ネット法を導入しないと、日本はコンテンツの最後進国になってしまう。」(石川真一郎(株)GDH代表取締役社長)

「正規流通するデジタル・コンテンツの流通経路を全て正確に把握・課金することは容易である。…違法に流通するコンテンツも技術的には全て把握することができる。」(喜多伸夫サイオステクノロジー(株)代表取締役社長)



### Ⅲ. デジタル・コンテンツの流通促進法制に係る現在の検討状況(承前)

「インターネット時代における創作活動については、既存のコンテンツを利用する際にいちいち許諾を得る必要があるという制度ではなく、まず利用できるとした上で権利者に還元するものが望ましい。」(川上量生(株)ドワンゴ代表取締役会長)

「インターネット上でコンテンツを流通させるビジネスについて、日本から新たなビジネスモデルが出る可能性は十分にある。また、たとえ既に考えている人がいても、公表できない。デジタル・ネット時代に対応した法制度を、本来であれば10数年前に導入すべきであったが、是非とも導入していただきたい。」(伏谷博之タワーレコード(株)最高顧問)

- ・ 平成20年7月16日付同調査会「中間論点整理(案)」では、

デジタル・コンテンツの流通促進について、「本小委員会としては、昨今のスピードの速い国際競争の下で我が国のコンテンツ産業を早急に拡大していくためには、契約による対応を待つだけでは時機を失することになりかねないことから、何らかの法的枠組みの構築が必要と考える」

旨が明記された(資料22～23参照)。

### Ⅲ. デジタル・コンテンツの流通促進法制に係る現在の検討状況(承前)

#### 3. 民間 ～ 「デジタル・コンテンツ利用促進協議会」

- ・ 世界最先端のコンテンツ大国を実現するという観点から、最先端の法制度等について幅広い参加者を各界から得て率直に意見を述べ合うフォーラムを形成することを目的として、平成20年9月9日に設立(資料24～26参照)。
- ・ 平成20年10月3日現在の個人会員数は111名。法人・団体会員数は50名。報道等でも、デジタル・コンテンツ利用・流通の促進についての早急な解決に向けた今後の動きが注目されている(資料27～28参照)。
- ・ 役員・特別顧問一覧

会長 : 東京大学名誉教授・弁護士 中山信弘  
副会長 : 株式会社角川グループホールディングス代表取締役会長 角川歴彦  
副会長 : 参議院議員 世耕弘成  
副会長 : 株式会社スクウェア・エニックス代表取締役社長 和田洋一  
事務局長 : 西村あさひ法律事務所弁護士 岩倉正和 (事務局担当:同弁護士 櫻井由章)

特別顧問 : 衆議院議員 内閣府特命担当大臣(規制改革) 甘利明  
特別顧問 : 参議院議員 自由民主党 知的財産戦略調査会 顧問 松田岩夫  
特別顧問 : 衆議院議員 自由民主党 知的財産戦略調査会 会長 小坂憲次  
特別顧問 : 衆議院議員 民主党 近藤洋介  
特別顧問 : 財団法人 セゾン文化財団 理事長 堤清二  
特別顧問 : 東京大学大学院教授・YRPユビキタス・ネットワークング研究所所長 坂村健

cf. 設立総会には、知的財産戦略本部本部員弁護士久保利英明氏、経団連エンターテインメント・コンテンツ産業部会長依田巽氏等も出席された。

## 配付資料一覧

- 資料 1： 岩倉正和、櫻井由章、小西透「インターネット上における円滑な流通・利用等を実現するためのデジタル・コンテンツ法制度の一法律実務的検討」『デジタル・コンテンツ法のパラダイム』（知的財産研究所編、雄松堂出版、2008年5月）
- 資料 2： 岩倉正和、洲桃麻由子「パブリック・コメント」(2006年3月29日)（「知的財産推進計画 2006」の策定に向けた意見募集に寄せられた意見）
- 資料 3： 相澤英孝、落合誠一、中山信弘、岩倉正和、寺本振透「座談会 著作権法の現代的課題(中)(下)」(NBL No. 888 2008.9.1、No. 889 2008.9.15)
- 資料 4： 伊藤隆敏、丹羽宇一郎、御手洗富士夫、八代尚宏「ITによる生産性の加速を実現するために」(2007年2月27日)
- 資料 5： 相澤英孝「今、なぜ、ネット法か？」(CIP0 フォーラムホームページ、2008年4月15日)  
<http://cipo.jp/nishimura/column/20080415.html>
- 資料 6： 財団法人知的財産研究所「知的財産の適切な保護のあり方に関する調査研究報告書」(2007年3月公表)
- 資料 7： (社)日本経済団体連合会知的財産委員会「デジタル化・ネットワーク化時代における著作権法制の中長期的なあり方について(中間とりまとめ) —産業活性化のための複線化システムの提案—」(2007年2月20日)  
<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/015.html>
- 資料 8： 大野雄一「ネットと著作権問題 スピードと柔軟性、透明性問われる音楽著作権管理団体」(エコノミスト 2008. 7. 29)
- 資料 9： デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム「政策提言」(2008年3月17日)  
[http://www.digitalcontent-forum.com/pdf/digitalcontent-forum\\_teigen.pdf](http://www.digitalcontent-forum.com/pdf/digitalcontent-forum_teigen.pdf)
- 資料 10： デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム「皆様からお寄せいただいたご意見・ご質問への回答」(2008年4月8日)  
<http://www.digitalcontent-forum.com/pdf/answer20080408.pdf>
- 資料 11： デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム「『ネット法』の政策提言に関する補足説明」(2008年7月16日)  
[http://www.digitalcontent-forum.com/pdf/followup\\_explanation.pdf](http://www.digitalcontent-forum.com/pdf/followup_explanation.pdf)
- 資料 12： デジタル・コンテンツ法有識者フォーラム記者会見/オンライン記事(2008年4月17日17時現在)
- 資料 13： ‘Know Your Rights: Japan Mulls Fair-Use Law For Digital Content,’  
“Billboard,” Jul. 26, 2008.

- 資料 14 : 城所岩生「日本のネットビジネスを殺さないために 著作物の複製・再利用を広く認める『フェアユース』規定を導入せよ」(エコノミスト 2008.9.16)
- 資料 15 : 知的財産戦略本部 デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会(第 4 回) 資料 3-3「いわゆるネット権、ネット法について」((社)日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター 椎名和夫)(2008 年 6 月 25 日)  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/digital/dai4/pdf/siryou3\\_3.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/digital/dai4/pdf/siryou3_3.pdf)
- 資料 16 : 境真良「ネット権についてのいくつかの不言」(境真良氏ブログ、2008 年 6 月 14 日)  
<http://d.hatena.ne.jp/masays/20080614/p2>
- 資料 17 : 小倉秀夫「『ネット権』者が許諾義務を負う対象」(小倉秀夫氏ブログ、2008 年 7 月 28 日)  
[http://benli.cocolog-nifty.com/benli/2008/07/post\\_abf8.html](http://benli.cocolog-nifty.com/benli/2008/07/post_abf8.html)
- 資料 18 : 山下和茂「大人の『文化立国』 ～『デジタル化・ネットワーク化』の宴の後に～」(CPRA news Vol.45, 2008 Jul.)
- 資料 19 : 知的財産戦略本部 デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会(第 4 回) 議事録(2008 年 6 月 25 日)  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/digital/dai4/4gijiroku.html>
- 資料 20 : 知的財産戦略本部 デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会「デジタルネット時代における知財制度の在り方について」(報告案)  
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/pc/081030/081030houkoku.pdf>
- 資料 21 : 自由民主党政務調査会知財戦略調査会 デジタル・ネット時代の著作権に関する小委員会 議事次第(2008 年 4 月 23 日)
- 資料 22 : 自由民主党政務調査会知財戦略調査会 デジタル・ネット時代の著作権に関する小委員会 中間論点整理(案)(2008 年 7 月 16 日)
- 資料 23 : 「【インタビュー】 デジタルコンテンツ流通促進には新たな法的枠組み必要ー自民党・牧原議員」(マイコミジャーナル、2008 年 8 月 21 日)  
<http://journal.mycom.co.jp/articles/2008/08/21/makihara/>
- 資料 24 : 「デジタル・コンテンツ利用促進協議会」(仮称)発足趣意書(2008 年 7 月 31 日)
- 資料 25 : デジタル・コンテンツ利用促進協議会設立総会 配付資料(2008 年 9 月 9 日)
- 資料 26 : 中山信弘「デジタル・コンテンツ利用促進協議会『挨拶』」(2008 年 9 月 9 日)
- 資料 27 : デジタル・コンテンツ利用促進協議会 ニュースレター(平成 20 年 10 月 31 日)

資料 28 : 「中山信弘氏・角川歴彦氏ら、著作権の法体系考える協議会を設立」(IT Pro、2008年9月11日)  
<http://itpro.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20080911/314582/>  
「『デジタル・コンテンツ利用促進協議会』が発足」(Internet Watch、2008年9月9日)  
<http://internet.watch.impress.co.jp/cda/news/2008/09/09/20807.html>  
「『日本は遅れをとっている』 デジタル・コンテンツ利用促進協議会が発足」(マイコミジャーナル、2008年9月10日)  
<http://journal.mycom.co.jp/news/2008/09/10/038/index.html>  
「『デジタル・コンテンツ協議会』が設立、国会議員も多数後押し」(CNET Japan、2008年9月9日)  
<http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20380106,00.htm>  
「『デジタル・コンテンツ利用促進協議会』が発足」(知財情報局 IP News、2008年9月10日)  
[http://news.braina.com/2008/0910/enter\\_20080910\\_002\\_\\_\\_\\_.html](http://news.braina.com/2008/0910/enter_20080910_002____.html)